

平成17年度学術創成研究費 事後評価基準について

事後評価に当たっては、イ．の評価基準を基に総合的に判断し、合議によりロ．の評価結果を決定するものとする。

イ．評価基準

1 研究計画、目的の達成度について

当初の研究計画、目的を達成したかどうか。

2 これまでの成果について

(1) 革新的又は学際的な学問領域の創造、共通基盤科学技術の開拓、国際協同研究の推進の観点から高く評価できるか。

(2) 当該学問分野及び関連学問分野への波及効果は、どのような状況であるか。

(3) 研究成果の積極的な公表に努めているか。

ロ．研究課題ごとの総合的な評価

1 期待以上の進展があった。

2 期待どおり進展した。

3 期待したほどではなかったが、一応の進展があった。

4 十分な進展があったとは言い難い。